

田原市市民協働まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市市民協働まちづくり条例（平成20年田原市条例第1号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行。以下「市要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業かつ事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業で、別表第1中欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1右欄に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第2中欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2右欄に掲げる者は、補助対象者としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3中欄に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第3右欄に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(補助金額等)

第5条 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表第4のとおりとし、予算で定める額を上限とする。ただし、補助対象事業によって生じる収入の合計額が補助対象経費総額を超過するときは、その超過額を補助金額から控除するものとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、少額枠対象事業の講座・視察については、この限りでない。

(補助対象事業の募集)

第6条 市長は、期間を定めて補助対象事業を募集するものとする。

(補助金の交付申請等手続)

第7条 補助金の交付申請等に係る手続は、別図に掲げるとおりとする。

(企画書の提出)

第8条 補助金（通常枠対象事業に限る。）の交付の申請をしようとする団体は、田原市市民協働まちづくり事業補助金提案事業企画書（様式第1号。以下「企画書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要説明書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 団体構成員の名簿

- (5) 直近の団体収支決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類
(企画審査会の設置)

第9条 前条の規定により提出された企画書を審査するため、田原市市民協働まちづくり事業補助金提案事業企画審査会（以下「企画審査会」という。）を置く。

- 2 企画審査会の委員は、条例第19条第1項に規定する田原市市民協働まちづくり会議の委員のうちから3人を選出して充てる。

(企画書の審査)

第10条 企画書を提出した団体は、公開で行われる企画審査会の会議において、事業内容、事業実施に伴う効果その他必要な事項を説明しなければならない。

- 2 企画書の審査は、別表第5その1及びその2に基づいて行うものとする。
- 3 市長は、企画審査会による審査の際、既存の補助制度、施策適合の有無等、市関係部署の意見を付するものとする。

(企画審査結果の通知)

第11条 企画審査会は、企画書の審査結果を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の審査結果を最大限尊重し、採択事業の決定を行い、その結果を企画書を提出した者へ通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査結果において、評価項目のうち公益性又は必要性に0点を付された場合は、補助対象事業として採択しないものとする。

(交付申請書の提出)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、田原市市民協働まちづくり事業補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定により採択の決定を受けた者にあつては、既に提出済みの書類については、提出を要しない。

- (1) 団体概要説明書
- (2) 事業計画書（少額枠対象事業の講座・視察にあつては、実施計画書）
- (3) 事業収支予算書
- (4) 団体構成員の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第13条 市長は、交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるとき（少額枠対象事業の視察にあつては、次条の視察審査会により補助金の交付が適当と認められたとき。）は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、市要綱の定めるところにより、申請した者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査を行うに当たっては、既存の補助制度、施策適合の有無等、市関係部署の意見を踏まえるものとする。ただし、通常枠対象事業にあつては、この限りでない。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定について一定の条件を付することができる。

(視察審査会)

第14条 交付申請書(少額枠対象事業の視察に限る。)を審査するため、田原市市民協働まちづくり事業補助金少額枠対象事業視察審査会(以下「視察審査会」という。)を必要に応じて置くことができる。

2 視察審査会は、企画課長及び事業関係課長を委員として組織する。

3 視察審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(実績報告)

第15条 交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、当該交付決定に係る事業(以下「補助事業」という。)が終了したときは、終了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市市民協働まちづくり事業補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(少額枠対象事業の講座・視察にあつては、実施報告書)

(2) 事業収支決算書

(3) 事業に要した費用の領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助団体は、公開で行われる事業報告会において、補助事業の成果を公表するものとする。

(概算払)

第16条 市長は、補助事業者から補助金概算払請求書(様式第4号)の提出があつた場合で、特に必要があると認めるときは、交付決定した補助金の額の10分の7に相当する額の範囲内の額を概算払により交付することができる。この場合において、算出した概算払の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、前項の規定により概算払により交付した補助金の額が、確定した補助金の額を超えた場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(田原市新規団体活動補助金交付要綱及び田原市人材養成活動補助金交付要綱の廃止)
- 2 田原市新規団体活動補助金交付要綱(平成24年4月1日施行)及び田原市人材養成活動補助金交付要綱(平成24年4月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 次の表の左欄に掲げる改正前の田原市の市民協働まちづくり事業補助金交付要綱、令和3年3月31日をもってその効力を失う田原市市民活動チャレンジ支援補助金交付要綱(平成26年4月15日施行)及び前項の規定による廃止前の同項に規定する各要綱に基づく補助金は、それぞれ同表の右欄に定める改正後の田原市市民協働まちづくり事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の補助対象事業に係る補助金とみなす。

改正前又は廃止前の要綱の名称	改正後の補助対象事業
田原市の市民協働まちづくり事業補助金交付要綱	通常枠対象事業
田原市市民活動チャレンジ支援補助金交付要綱	チャレンジ枠対象事業
田原市新規団体活動補助金交付要綱	新規団体枠対象事業
田原市人材養成活動補助金交付要綱	人材養成枠対象事業

(準備行為)

- 4 補助対象事業の募集等新要綱の実施に関し必要な事項は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 補助対象事業の募集等改正後の田原市市民協働まちづくり事業補助金交付要綱の実施に関し必要な事項は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。
(準備行為)
- 2 補助対象事業の募集等改正後の田原市市民協働まちづくり事業補助金交付要綱の

実施に関し必要な事項は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

別表第1（第2条関係）

事業の区分	補助対象事業	補助対象とならない事業
通常枠対象事業	<p>次の各号のいずれかに該当する事業であって、補助対象経費が10万円を超えるもの</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業</p> <p>(2) 社会教育の推進を図る事業</p> <p>(3) まちづくりの推進を図る事業</p> <p>(4) 観光の振興を図る事業</p> <p>(5) 農漁村等の振興を図る事業</p> <p>(6) 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業</p> <p>(7) 環境の保全を図る事業</p> <p>(8) 災害救援活動事業</p> <p>(9) 地域安全活動事業</p> <p>(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業</p> <p>(11) 国際協力の活動事業</p> <p>(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業</p> <p>(13) 子どもの健全育成を図る事業</p> <p>(14) 情報化社会の発展を図る事業</p> <p>(15) 科学技術の振興を図る事業</p> <p>(16) 経済活動の活性化を図る事業</p> <p>(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業</p> <p>(18) 消費者の保護を図る事業</p> <p>(19) 前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言若しくは援助に係る事業</p> <p>(20) 地域の伝統文化の継承を推進する事業</p> <p>(21) その他前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長が認める事業</p>	<p>(1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業</p> <p>(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業</p> <p>(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業</p> <p>(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業</p> <p>(5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業</p> <p>(6) 公序良俗に反する事業</p> <p>(7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業</p> <p>(8) 他の制度により支援を受けることができる事業</p> <p>(9) 交付決定時において既に着手している事業</p> <p>(10) 過去に3回、補助金の交付を受けた事業</p> <p>(11) その他市長が補助対象事業とすることが不適当と認める事業</p>
少額枠対象事業	<p>次の各号のいずれかに該当する事業であって、補助対象経費が10万円以下のもの</p>	<p>通常枠対象事業の項に掲げる事業</p>

	(1) 通常枠対象事業の項に掲げる事業 (2) 市民活動に関する専門的な知識、手法等を習得するための講座、研修等（以下「講座」という。）並びに先進事例の調査及び研究（以下「視察」という。）	
新規団体枠対象事業	通常枠対象事業の項に掲げる事業	

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象者になることができない者
通常枠対象事業	次の各号のいずれにも該当する市民活動団体 (1) 5人以上で構成されている団体で、その過半数以上が市民であるもの (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体 (3) 申請書に記載した事業を予定どおり遂行することができる団体 (4) 適切な会計処理がなされている団体	(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体 (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体 (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体 (4) 公序良俗に反する団体 (5) 過半数が同一世帯に属する三親等以内の親族である者によって構成されている団体 (6) 過去5年間に、同じ構成員で3回通常枠対象事業又は少額枠対象事業（講座・視察を除く。）として補助金を受けた団体又は交付決定の取消しを受けた団体
少額枠対象事業	次の各号のいずれかに該当する市民活動団体又は個人 (1) 通常枠対象事業の項に掲げる団体	1 講座・視察を除く事業 (1) 通常枠対象事業の項に掲げる団体

	<p>(2) 補助対象事業の実施後に、通常枠対象事業の項に掲げる市民活動団体を設立する個人</p> <p>(3) 補助対象事業の実施後に、通常枠対象事業の項に掲げる市民活動団体に加入する個人</p>	<p>2 講座・視察</p> <p>(1) 過去に3回少額枠対象事業の講座・視察として補助金の交付を受けた団体又は個人</p> <p>(2) 講座において、当該年度に2回少額枠対象事業として補助金の交付を受けている団体又は個人</p> <p>(3) 通常枠対象事業の項第1号から第5号までに掲げる団体</p>
新規団体枠対象事業	通常枠対象事業の項に掲げる団体	<p>(1) 当該年度に設立満3年以上の団体</p> <p>(2) 過去に補助金（少額枠対象事業の講座・視察を除く。）を受けた団体又は交付決定の取消しを受けた団体</p> <p>(3) 通常枠対象事業の項第1号から第5号までに掲げる団体</p>

別表第3（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助対象としない経費
通常枠対象事業	補助対象事業に要する経費	<p>(1) 団体構成員に対する人件費及び謝礼</p> <p>(2) 記念品、手土産代等</p> <p>(3) 補助対象事業に係る団体代表者の謝礼金</p> <p>(4) 視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費</p> <p>(5) 団体構成員の食事代等</p> <p>(6) 事業の再委託料及び事務所の管理委託費</p> <p>(7) 車両購入費</p> <p>(8) 補助対象事業の実施期間でない期間に支出した経費</p> <p>(9) 用地取得費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費</p>

少額枠対象事業	1 補助対象事業に要する経費 2 講座・視察を目的とした事業については以下の経費 (1) 需用費及び負担金（講座等） (2) 使用料及び手数料（視察） (3) 旅費 (4) その他の経費で市長が必要と認めるもの	1 講座・視察を除く事業 通常枠対象事業の項に掲げる経費 2 講座・視察 通常枠対象事業の項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までの経費
新規団体枠対象事業	補助対象事業に要する経費	通常枠対象事業の項に掲げる経費

別表第4（第5条関係）

事業区分	補助金額
通常枠対象事業	補助対象経費の2分の1。ただし、20万円を上限とする。
少額枠対象事業	補助対象経費の2分の1。ただし、5万円を上限とする。
新規団体枠対象事業	補助対象経費の10分の10。ただし、7万円を上限とする。

別表第5その1（第10条関係）

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として特に適している。	補助対象として適している。	補助対象として普通である。	補助対象として劣るところもあるが一応可である。	補助対象として疑問がある。	補助対象とすべきでない。

別表第5その2（第10条関係）

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か 	10点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか（どういった課題のために、誰のために） ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか 	10点
連携性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の連帯強化を図ることができるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか 	5点
先駆性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ならではの先駆性、創意工夫、独自性などの柔軟な視点があるか ・ 既に市の事業として実施していないか 	5点
事業費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算の精度 (申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か) ・ 費用対効果 (事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか) 	5点
発展の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか 	5点
実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか (曖昧な点、決まっていない事が多くないか) 	5点
自立継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資金調達而努力をしているか (寄附金、協賛金等の呼びかけ等の努力及び参加費等受益者負担の妥当性) ・ 自立に向けた事業の継続性があるか 	5点

※公益性及び必要性の点数は2倍にして計算する。

田原市市民協働まちづくり事業補助金提案事業企画書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所

団体名 _____

代表者名 _____

年度田原市市民協働まちづくり事業補助金提案事業企画書について、下記のとおり提出します。

記

1 事業の区分及び名称

区 分：通常枠

名 称：

2 事業の目的及び概要

3 事業実施予定期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 事業に要する経費 金 円

5 補助金交付要望額 金 円

（添付書類）

団体概要説明書（別紙1）、事業計画書（別紙2）、事業収支予算書（別紙3）

団体構成員の名簿、直近の団体収支決算書

(別紙1)

団体概要説明書

団 体 名		
代 表 者 名		
団 体 住 所		
T E L / F A X	T E L	F A X
連 絡 先	氏名	
	住所	
	TEL/FAX	TEL FAX
	E-mail	
設 立 年 月 日		
設 立 目 的		
団体の活動内容		
構成員（団体）数	市内在住・在勤者	人
	その他	人
備 考		

(別紙2)

事業計画書

事業名			団体名			
事業費	円		実施期間	年	月	日から
活動分類	活動予定日	参加予定人数	活 動 内 容			
内容 ・活動予定日 ・参加予定人数 ・活動内容						
活動の効果						

(別紙3)

事業収支予算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金		
計		

支 出

	費 目	金 額	積 算 内 訳
補助対象経費			
		小 計 (①)	
補助対象外経費			
		小 計 (②)	
合 計 (①+②)			

田原市市民協働まちづくり事業補助金交付申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者

（団体の場合）住 所

団 体 名

代表者名

（個人の場合）住 所

氏 名

年度田原市市民協働まちづくり事業補助金交付申請書について、下記のとおり提出します。

記

1 事業の区分及び名称

区 分：通常枠・少額枠・新規団体枠 ※該当する区分を○で囲んでください。
名 称：

2 事業の目的及び概要

3 事業実施予定期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 事業に要する経費

金 円

5 補助金等交付要望額

金 円

（添付書類）

団体概要説明書（様式第1号別紙1）、事業計画書（様式第1号別紙2）、事業収支予算書（様式第1号別紙3）、団体構成員の名簿、実施計画書（別紙1）（少額枠を講座・視察で活用する場合）

(別紙1)

実施計画書(講座・視察)

名 称			
実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	
参加者	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
成果の反映 今後の事業 展開(計画)			
【 予 算 】 経費明細	費 目	金 額	積 算 内 訳
	合 計		
補助要望額	円		

(添付書類)

講座の開催要項等、経費明細が確認できる書類

田原市市民協働まちづくり事業補助金実績報告書

年 月 日

田 原 市 長 殿

報告者

（団体の場合）住 所

団 体 名

代表者名

（個人の場合）住 所

氏 名

年度田原市市民協働まちづくり事業補助金実績報告書について、下記のとおり提出します。

記

1 補助事業の区分及び名称

区 分：通常枠・少額枠・新規団体枠 ※該当する区分を○で囲んでください。
名 称：

2 補助事業の内容及び効果

3 補助事業実施期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 補助事業に要した経費 金

円

5 補助金交付額 金

円

（添付書類）

事業報告書（別紙1）、事業収支決算書（別紙2）、実施報告書（別紙3）（少額枠を講座・視察で活用する場合）、事業に要した費用の領収書の写し、その他市長が必要と認めるもの

(別紙1)

事業報告書

事業名			団体名			
事業費	円		実施期間	年	月	日から
活動分類	活動日	参加人数	活 動 内 容			
内容 ・ 活動日 ・ 参加人数 ・ 活動内容						
活動の効果						

(別紙2)

事業収支決算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金		
計		

支 出

	費 目	金 額	積 算 内 訳
補助対象経費			
		小 計 (①)	
補助対象外経費			
		小 計 (②)	
合 計 (①+②)			

(別紙3)

実施報告書(講座・視察)

名 称			
実 施 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
参 加 者	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
内 容			
経 費 明 細	費 目	金 額	積 算 内 訳
	合 計		
補助交付額	円		

感想	
活動計画	

田原市市民協働まちづくり事業補助金概算払請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

請求者

（団体の場合）住 所

団 体 名

代表者名

（個人の場合）住 所

氏 名

年度田原市市民協働まちづくり事業補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 金 | 円 |

別図（第7条関係）

○通常枠対象事業 (補助対象経費が 10万円を超える)	○少額枠対象事業 (補助対象経費が 10万円以下)	○新規団体枠 対象事業
補助金額（上限） 20万円	補助金額（上限） 5万円	補助金額（上限） 7万円
補助率（2分の1）	補助率（2分の1）	補助率（10分の10）

